

特別史跡基肄城跡バス&ハイク運営支援業務委託仕様書

第1章 総則

- 1 この仕様書は、基山町（以下「発注者」）が、特別史跡基肄城跡バス&ハイク運営支援業務について定めたものである。

第2章 業務内容

- 1 業務名 特別史跡基肄城跡バス&ハイク運営支援業務委託

- 2 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月9日

- 3 業務履行場所 基山町・太宰府市・久留米市・大刀洗町

4 業務目的

特別史跡基肄城跡について、縁のある特別史跡大宰府跡・特別史跡水城跡や南（高良山神籠石）から見ることで基肄城跡を学ぶ場をバス&ハイクとして設定し、古代大宰府の南を守る要塞としての学術的価値のみならず、多世代の学びにつなげることを目的とする。

5 業務内容

業務の運営支援内容は以下のとおりとする。

- 1) 国の特別史跡に関する周遊イベント又は企画展イベントの支援経験があり、その知見を本業務で計画する、朝鮮式山城である基肄城跡とその歴史について探索する行程計画及び業務運営に反映させること。またバス&ハイクに対するバス運行管理支援や発信力のある各種メディアを通じた広報が行えること。
- 2) 本業務の仕様書の記載事項について、受注者の業務経験から仕様書以上の充実するイベント内容については提案すること。ただし、提案は発注者予算の範囲内とする。
- 3) 発注者が提供する資料の記載内容を十分理解し、作製するイラスト等デザインについては文化財に関するイベント経験に基づいたわかりやすい描写に努めること。

期日・行程

(1) 以下の二つの企画について運営支援を行う。なお、具体的な内容の詳細については発注者と協議を行い決定するものとする。

1) 親子で魅力発見バス&ハイク

①実施日：令和7年10月26日（日）

②行程

具体的な行程については、発注者と協議し決定するが、下記の場所は必ず組み込むこととする。

- 特別史跡水城跡 ●特別史跡大宰府跡（政庁地区・客館跡地区）
- 太宰府天満宮及び参道

③現地解説員による解説

(公財) 古都大宰府保存協会と連携し、大宰府史跡解説員による解説ならびに同日開催されることも史跡解説員による史跡解説を取り込むこと。

2) 基肆城の魅力を知るバス&ハイク

①実施日：令和7年11月15日(土)

②行程

具体的な行程については、発注者と協議し決定するが、下記の場所は必ず組み込むこととする。

●史跡高良山神籠石 ●史跡筑後国府跡 ●史跡下高橋官衙跡

③現地解説員による解説

発注者を通じて久留米市教育委員会と協議を行い、現地解説員による史跡解説を取り込むこと。

(2) 支援内容

1) 事前広報

①バス&ハイクに関するポスター・チラシの作成

デザインについては、発注者と協議の上、受注者側で作成する。発注者の校閲後、ポスター100枚、チラシ1000枚を、令和7年8月20日(水)までに印刷し発注者へ納品することとする。

ポスター・チラシのデザイン作成にあたっては、連携する以下の事業についても盛り込み、これら連携事業を合わせた統一タイトルを立案した上で作成することとする。

【連携事業】

・第4回特別史跡基肆城跡ハイキング 開催日：令和8年3月20日(金)

②受注者側で立案できる各種メディアを利用した広報活動を行う。

また、西日本・読売・佐賀新聞の3誌のいずれかを選択し、新聞広告5段1/2サイズをおおむね5回以上掲載すること。

2) 当日広報

①バス&ハイク当日の配布資料作成

配付資料の記載内容については、発注者と受注者双方で協議を行った上で作成する。

印刷部数は、参加者数ならびに後日広報用部数を加えた100部を印刷する。

3) バス運行支援

①運行バス(大型バス1台)の手配ならびに運行監理

②バス車内ならびに見学地までの参加者アテンド

③発注者と協力し、参加者の安全管理

4) 応募者管理支援

①募集にかかる広報等業務

②応募ページの作成

③集計・抽選・当選通知

④バス&ハイクの参加者は40名とすること。

5) その他の支援

①昼食会場の手配ならびに昼食の提供

②見学箇所ならびに行程上の安全管理

6 成果品

(1) 業務完了報告書 1式

記載内容については、おおむね以下の内容にて整理するとともに、その他については発注者と協議の上決定する。

【掲載内容】

①業務目的・内容

②協議録

③ポスター・チラシ成果品

④バス運行行程

⑤実績（人数・行程・関係する記録写真）

⑥アンケート回答集約（アンケート内容については発注者が提示）

7 留意点

(1) 受注者は本業務の円滑な進捗を図るため、本業務を実施する前に発注者と十分協議を行うこと。また、緊急の打合せには2営業日以内に対応できる体制を整え、常に連絡を密にし、業務に支障のないようにするものとする。

(2) 業務遂行中に知り得た情報については、発注者の許可なく他に漏らしてはいけない。

(3) 発注者が業務遂行にあたって提供した資料等については、本業務以外に使用してはならない。

8 その他

(1) 以下の関係法令等を熟知の上、順守すること。

1) 個人情報保護法（平成15年）

2) 人権擁護法（昭和26年）

3) 文化財保護法（昭和25年）

4) 道路運送法（昭和26年）

5) 道路運送法施行規則（昭和26年）

6) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年）

7) 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告示第503号）

(2) 本仕様書に記載のない事項、又は記載事項に疑義がある場合は、発注者と協議すること。

9 問い合わせ先

基山町教育委員会 教育学習課 ふるさと歴史のまち推進係